

パブリックコメントの結果公表

- ・政策等の名称

成田市生活排水対策推進計画（素案）

- ・意見等の募集期間

令和3年12月15日 から 令和4年1月17日

- ・意見等の件数

5件 （1人）

- ・担当課

環境計画課（20-1533）

成田市生活排水対策推進計画（素案）について提出された意見と市の考え方

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
1	『第3章 1.4.4（イ）③合併処理浄化槽設置の促進』 p38 （イ）汚濁負荷量の低減を図る 合併処理浄化槽設置の促進が急務であり遅れているので、設置工事の補助金を増額し、補助率を50%とする。維持管理費も2/3は成田市負担とする。	本市の合併処理浄化槽設置補助につきましては、国・県の補助額と同様の基準に定めるとともに、本市では騒音地域における補助額の増額や、地形的な問題によって生じる、放流先のない場合の処理装置及びポンプ装置工事費について、市の単独事業として補助を行っております。 また、合併処理浄化槽維持管理費補助につきましては、市の単独事業として、保守点検及び清掃に要した費用の2分の1を補助しており、さらに、騒音地域については補助額を増額し交付しております。 本市の合併処理浄化槽維持管理費補助は、他市に例のない事業であり、管理者の負担軽減を図ることにより、合併処理浄化槽の設置及び適正な維持管理が一層促進されることが期待できることから、浄化槽維持管理費の負担の軽減化について、毎年、国及び県に要望しております。このようなことから、補助額につきましては、今後も、国・県の動向を注視し、検討してまいります。

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
2	『第3章 1.4.4 (ウ) ④緑地の確保』 p39 (ウ) 地下水を守る ④緑地の確保 成田市ゼロカーボン都市宣言を実行する証で、成田市開発行為等の指導要綱を抜本改正する。 現在「開発面積の3%以上を植栽する」を改め、千葉県の開発行為に準じて「開発面積の50%以上植栽する」あるいは残置森林を50%以上とする。	都市計画法では0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為にあたっては、緑地等を3%以上設置することと定められており、本市の開発行為等指導要綱ではそれに準じて3%以上としております。 これに加え、本市では、0.3ヘクタールを超える場合は、成田市緑化推進指導要綱に基づきそれ以上の緑化を推進することとして、良好な都市環境の形成を図っております。 なお、ご意見中に「千葉県の開発行為に準じて『開発面積の50%以上植栽する』とあるのは、林地開発行為のことと思いますが、林地開発行為や小規模林地開発行為では、開発行為の目的に応じて一定の森林率を確保する必要がありますことから、事務処理を行う千葉県と協力し、残置森林の管理及び造成森林の保全など、適切な指導を実施することで、森林の保全に努めてまいります。

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
3	『第3章 1.4.4 (エ) ①適切な河川周辺環境の維持管理』 p39 (エ) 水辺環境の保全に努める ①適切な河川周辺環境の維持管理 河川周辺の田んぼを遊水地として活用する。森林保全維持管理を近隣区、自治会等に委託する。	畦畔（あぜ）に囲まれている水田には、多面的機能として、もともと雨水を一時的に貯留する働きがあり、洪水の発生を防止・抑制する役割を果たしています。その水田が持っている貯水機能を活かし、農業者の方が自主的な取り組みとして、水田の排水口の大きさを調整することにより、人為的に雨水をゆっくり排水路に流す、いわゆる田んぼダムは、下流域の洪水被害を軽減するもので、農地の有する防災・減災機能が発揮される取り組みとされています。 一方で、過剰に水田の水位を上昇させてしまうと作物の生育阻害や、畦畔崩壊などの恐れがあることから、水田の所有者や農業者の十分な理解が必要となります。 次に、森林保全維持管理につきましては、森林所有者等が間伐や下刈りなどを実施する場合には、作業費用の一部について県とあわせて補助を行っており、更には、地域において森林を整備する森林ボランティア団体に対しても、市独自でこの活動に対する補助を行っております。

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
4	『第4章 2.4 自然系』 p 48 2.4 自然系 畜産系からの排水汚濁については畑還元としているが、実際洪水時には畜産汚物が流出してしまう。対策が必須である。	家畜の糞尿を有機肥料として活用する農業者に対しましては、堆肥を完熟させた上で田や畑等の圃場に散布し、散布後ただちに圃場を耕しすき込んでいただくよう指導を行うことで、適正な堆肥の管理を誘導しております。
5	『第4章 3.2 調査結果 Q4』その他の回答 p54 インターネット市政モニター 成田市内の水辺の汚染原因 ヘリコプターの農薬空中散布が挙げられているが、成田市は農薬の空中散布を禁止すべきである。	ヘリコプターによる農薬の空中散布は、水稻に寄生するイモチ病や紋枯病、カメムシといった病害虫の防除を目的としたものであり、稲作農家の方々にとっては、米の商品価値を守るための重要な対策であり、良質米の安定生産につながっています。 使用薬剤につきましても、農薬取締法に基づき、毒性などの試験を行い、効果や安全性が確認されたうえで登録された薬剤であり、記載を義務付けられているラベルに表示された使用方法を遵守することで、安全性は保たれているものと認識しております。